

3 岐阜大学大学院教育学研究科学位論文及び最終試験要項

平成16年4月1日
制 定

(趣 旨)

第1条 修士(教育学)の学位論文審査及び最終試験に関しては、岐阜大学大学院学則、岐阜大学学位規則及び岐阜大学大学院教育学研究科規程に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(学位論文指導教育職員の届出)

第2条 教育臨床心理学専攻は、学位論文の指導教授等(以下「指導教育職員」という。)を決定し、(必要に応じて2人以上とすることができる。)[学位論文指導教育職員届](別紙様式第1号)を入学年度の4月末日(土曜日又は日曜日の場合は、その翌々日又は翌日)までに学務係に届け出なければならない。

(学位論文題目の届出)

第3条 学生は、学位論文の題目(以下「論文題目」という。)を決定し、指導教育職員の承認を経て、「学位論文題目届」(別紙様式第2号)を修了年度の9月30日(土曜日又は日曜日の場合は、その翌々日又は翌日)までに研究科長に届け出なければならない。

2 届け出た論文題目は、原則として変更することができない。ただし、特別の事情があると認められるときは、指導教育職員の承認を経て、「学位論文題目変更届」(別紙様式第3号)を修了年度の11月30日(土曜日又は日曜日の場合は、その翌々日又は翌日)までに研究科長に届け出ることができる。

(学位論文の提出)

第4条 学位論文を提出することができる者は、所定の授業科目について40単位以上修得した者又は修得見込みの者とする。

2 学位論文の審査を受けようとする者は、「学位論文審査願」(別紙様式第4号)に学位論文1編(正本1部、副本2部)に「学位論文要旨」(別紙様式第5号)を添えて研究科長に提出しなければならない。この場合、参考として他の論文を添付することができる。

3 学位論文の言語、用紙の規格及び枚数等については、教育臨床心理学専攻の定めるところによる。

4 学位論文の提出期限は、1月20日(土曜日又は日曜日の場合は、その翌々日又は翌日)までとする。

(学位論文審査委員及び最終試験委員の選出)

第5条 教育臨床心理学専攻は、学位論文1編に付き主査1人及び副査2人以上の学位論文審査委員・最終試験委員候補者を、「学位論文審査委員候補者名簿」(別紙様式第6号)により1月7日(土曜日又は日曜日の場合は、その翌々日又は翌日)までに研究科長に推薦するものとする。

2 研究科委員会は、前項の推薦に基づき、学位論文審査委員及び最終試験委員(以下「審査委員」という。)を決定する。

(学位論文の審査及び最終試験)

第6条 学位論文の審査及び最終試験は、審査委員が主査の総括の下に行うものとする。

2 学位論文の審査及び最終試験の成績は、以下の6つの審査項目について総合評価を行い、合格又は不合格とする。

- ① 研究の主題が本研究科の目的にふさわしいものになっている。
- ② 問題意識が明確であり、研究課題が整理されている。

- ③ 研究課題に対する適切な研究方法が採用されている。
- ④ 論文の表記が適切であり、論理的に一貫した構成になっている。
- ⑤ 研究の成果として、学術的に確かな知見が得られている。
- ⑥ 最終試験において、研究内容を分かりやすく伝達し、質問に適切に答えている。

(学位論文の最終試験)

第7条 学位論文の最終試験は、2月25日までに終了するものとする。

(学位論文の審査及び最終試験の結果の報告)

第8条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験の結果を、「**学位論文審査及び最終試験結果報告書**」(別紙様式第7号)により、2月末日(土曜日又は日曜日の場合は、その翌々日又は翌日)までに研究科長に報告するものとする。

(審査済学位論文の保管)

第9条 審査済の学位論文は、各コース又は領域において保管するものとする。

(その他)

第10条 この要項に定められるもののほか、必要な事項は、教育学研究科委員会で決定する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

4 岐阜大学教育学研究科教職実践開発専攻（教職大学院）開発実践報告要項

平成23年3月23日
教職大学院運営委員会
承 認

（趣 旨）

第1条 この要項は、「開発実践報告」の内容に関し必要な事項を定めるものとする。

（開発実践報告の目的）

第2条 「開発実践報告」は、現在の学校や教育実践が抱える実際的な問題や課題をテーマとして研究開発し、その成果を学校や地域に還元することを目的とする。

（「開発実践報告研究計画書」の届出等）

第3条 学生は、入学年度の定められた期日までに「開発実践報告研究計画書」を教職大学院運営委員会に提出しなければならない。

2 届け出を受けた教職大学院は、「開発実践報告研究計画書」にもとづき「開発実践報告」の指導教員（主指導教員1名、副指導教員1名）を決定する。

（「開発実践報告」の提出）

第4条 「開発実践報告」を提出することができる者は、「開発実践基礎」（2単位）及び「開発実践報告（Ⅰ）（2単位）」を修得した者とする。なお、「開発実践基礎」（2単位）及び「開発実践報告（Ⅰ・Ⅱ）」（4単位）の担当教員は、第3条2に規定する指導教員（主指導教員）となる。

2 「開発実践報告」の評価（審査）を受けようとする者は、修了（予定）年度の定められた期日までに「開発実践報告」（正副3部）を教職大学院運営委員会に提出しなければならない。

3 「開発実践報告」の様式等について別に定める。

（「開発実践報告」の審査・評価）

第5条 教職大学院運営委員会は、提出された「開発実践報告」に対してそれぞれの主査1名及び副査2名の審査委員を決定し、審査委員会を組織する。

2 審査委員会は、論文審査及び口述審査を方法として、以下の6つの審査項目について「開発実践報告」の評価を行い、その結果を教職大学院運営委員会に報告する。

① 研究の主題が、学校や教育実践に関する実際的な問題や課題を対象として、その解決に向けた実践を開発するものとなっている。

② 問題意識が明確であり、開発課題が整理されている。

③ 開発課題に対する適切な研究方法が採用されている。

④ 論文の表記が適切であり、論理的に一貫した構成になっている。

⑤ 開発の成果を論文にまとめ、実践として確かな知見が得られている。

⑥ 口述審査において、開発内容を分かりやすく伝達し、質問に適切に答えている。

3 報告を受けた教職大学院運営委員会は、最終的に「開発実践報告」の評価を審議し、決定する。

4 審査の評価は、S・A・B・C・D（不可）とする。

5 「開発実践報告」の審査結果は、「開発実践報告Ⅱ」（2単位）の成績評価となる。

6 論文審査及び口述審査の詳細については別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

開発実践報告の審査手順・評価及び開発実践報告会に関する申し合わせ

令和 5 年 9 月 1 5 日
教職大学院運営委員会
承 認

岐阜大学教育学研究科教職実践開発専攻の開発実践報告に係る審査手順・評価及び開発実践報告会については、下記のとおりとする。

「開発実践報告」の審査手順と評価

「開発実践報告」の評価は、論文審査と口述審査を方法として、総合的に行う。審査委員として、主査 1 人及び副査 2 人を決め、教職大学院運営委員会で承認する。その後、各コース・分野で審査を行い、その結果を教職大学院運営委員会に報告するものとする。報告を受けた教職大学院運営委員会は、報告をもとに最終的な評価を承認する。審査の評価はそれぞれ S・A・B・C・D（不可）とする。

「論文審査」と「口述審査」の審査概要は以下の通りである。

論文審査・口述審査

- ①「開発実践報告」の審査を受けようとする者は、「開発実践報告」（正本 1 部、副本 2 部）を提出しなければならない。
- ②「開発実践報告」の用紙の規格及び枚数については別に定める（枚数等については各コースの定めるところによる）。
- ③「開発実践報告」の提出期限は、1 月第 3 週の金曜日（15 時）までとする。
- ④提出された「開発実践報告」をもとに、「論文審査」「口述審査」を行う。

開発実践報告会について

- ①2 月 20 日（土曜日又は日曜日の場合は、その翌々日又は翌日）までの期間において「開発実践報告会」を開催する。
- ②派遣・推薦教員が所属するコースについては、「開発実践報告会」は、教職大学院関係者（教員及び院生）、連携協力校関係者、岐阜県教育委員会及び市町村教育委員会関係者その他が自由に参加できる公開報告会の形式とする。それ以外については各コースの定めるところによるものとする。
- ③「開発実践報告」を提出した者は、「開発実践報告会」において自らの「開発実践報告」の発表を行う。

【付則 1】

開発実践報告論文の執筆・作成要領

1. 論文は、40 字×30 行（1 頁あたり）の体裁で A 4 用紙にワープロ印字（横書き）し、枚数等については各コースの定めるところによる。
2. 文字サイズは 10.5 ポイント、余白は上下 25 ミリ、左右は 30 ミリを標準とする。
3. 句読点は任意として、英数字は半角とする。
4. 題目は前後 3 行、章タイトルは前後 2 行、節タイトルは前後 1 行を空ける。
5. 画像やグラフ・表は、サイズを勘案し、本文中に挿入する。
6. 論文は簡易正本の形（形式は問わない）で提出する。
7. 提出先は学務係とする。